

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	総務部総務課

契約業者名・住所	キヤノンプロダクションプリンティングシステムズ株式会社 代表取締役社長 上田 克己 東京都港区港南二丁目 1 3 - 2 9 キヤノン港南ビル
工事等の名称	印刷室用機器等印刷製本業務委託
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	印刷室用機器等の印刷製本業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	13,992,000 円（税込み）
工事等の概要	印刷室用機器等の印刷製本業務委託
随意契約の理由	高速デジタル印刷機は、事務の軽減及び経費節減を図るため、印刷物の内作化を推進する目的で平成 8 年から導入したものです。指名競争入札によりキヤノンプロダクションプリンティングシステムズ株式会社と令和元年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 3 1 日まで 5 年間の長期継続契約を締結後、令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 3 1 日まで再リース契約を締結し、その後、令和 7 年 9 月 1 日から令和 1 2 年 8 月 3 1 日までの 5 年間の長期継続契約を締結しました。 本事業については、機器の導入のみならず、安定稼働のための保守業務と印刷製本業務を一体として実施することが重要であり、設置機器に精通したオペレーターの配置が必要であるため、保守業務と印刷製本業務を一体として業務の実施が可能な唯一の業者である現契約相手方のキヤノンプロダクションプリンティングシステムズ株式会社を相手方として、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約での契約締結をすることが適当であると思慮されます。 これらキヤノン社製の印刷機器及びアプリケーションソフトの機能を十分に発揮させ、本市の多様かつ膨大な

	印刷ニーズを満たす印刷製本業務を行うには、専門的知識を有するキヤノンプロダクションプリンティングシステムズ株式会社に特定されます。 以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用しキヤノンプロダクションプリンティングシステムズ株式会社と随意契約を行い、松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、1者から見積書を徴するものです。
--	--